

Title	大久保明君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.8 (2018. 8) ,p.129- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180828-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大久保明君学位請求論文審査報告

大久保明君が提出した学位請求論文「イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障、一九一六年—一九二五年」は、第一次世界大戦後の西欧における安全保障枠組みをイギリスの観点から外交史的に検討したものである。この論文は、第一次世界大戦中から一九二〇年代半ばに至るまでの西欧の安全保障問題に対するイギリスの政策決定者の認識を明らかにした上で、イギリス政府における政策形成過程を再構築し、ひいてはヴェルサイユ体制、すなわち第一次世界大戦後の国際秩序が不安定化した理由を、解明しようとしたものである。

この論文の一部は、すでに大久保君が『法学政治学論究』に発表した諸論文を基礎としており、今回提出された論文はそれらに大幅な加筆修正を施したもので、本文三五〇頁余り、文献目録をあわせて三八〇頁におよぶ浩瀚なものとなっている。

一 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第1章 イギリス政府の西欧に関する戦後構想、一九一

六—一九一八年

第1節 アスキス内閣による戦後構想策定の試み

第2節 ロイド・ジョージ内閣の講和準備(一)、一

九一六年二月—一九一七年二月

第3節 ロイド・ジョージ内閣の講和準備(二)、一

九一七年二月—一九一八年二月

第2章 パリ講和会議における西欧安全保障問題とイギ

リス、一九一九年

第1節 国際連盟と対独軍備制限

第2節 ラインラント問題

第3節 英仏・米仏保障条約の形成

第4節 ベルギー問題

第5節 ヴェルサイユ条約の成立

第3章 イギリスの対フランス、ベルギー保障の再検討、

一九一九—一九二〇年

第1節 イギリス政府による対仏コミットメントの再

検討

主要参考文献

第2節 一八三九年条約の修正交渉とベルギー保障案

第3節 仏白軍事協定交渉へのイギリスの参加問題

第4章 イギリス外交と英仏・英白同盟交渉の挫折、一

九二一—一九二三年

第1節 英仏同盟構想に関するイギリスの政策検討

第2節 フランスの同盟提案

第3節 カンヌ会議における英仏・英白同盟交渉

第4節 同盟交渉の頓挫

第5節 ルール危機のもとでの西欧安全保障構想

第5章 イギリス外交とロカルノ条約の形成、一九二四

—一九二五年

第1節 マクドナルド労働党政権期の安全保障交渉

——英仏関係と国際連盟

第2節 第二次ボールドウィン内閣による安全保障案

の模索

第3節 イギリス政府によるドイツ提案の受諾過程

第4節 西欧相互保障協定の草案作成をめぐる国際交

渉

第5節 ロカルノ条約の成立

終章

二 論文の概要

まず序章において、本論文に通底する問題意識が提示される。ヴェルサイユ条約については、当初より、その欠陥を痛烈に批判したジョン・メイナード・ケインズによる『講和の経済的帰結』に代表される批判的な見解が有力であり、しかもわずか二〇年後に第二次世界大戦が勃発したことによって、失敗した戦後秩序構築として理解されるのが伝統的な見方であった。しかし近年における英語圏を中心とした研究においては、ヴェルサイユ条約が再評価され、伝統的な見方が修正される傾向にあることが紹介される。本論文も、このような新たな議論を踏まえ、第一次世界大戦中の戦後構想から一九二〇年代に実際に講和条約が運用され始める過程を、再度検討する必要があると説く。

ヴェルサイユ体制が安定するためには、イギリスの積極的関与が不可欠であったという前提に基づいて、イギリスの対外政策に着目することが語られる。そのうえで、ヨーロッパ大陸から海で隔てられた島国であるとともに、世界中に植民地をもつ帝国であったイギリスが、ヨーロッパ大陸への政治的・軍事的問題に関して、歴史的に「孤立」と

「関与」の間を揺れ動く両義的な政策をとり続けていたことが紹介される。その一方で、西欧、とりわけ低地諸国など英仏海峡の対岸に当たる地域に対しては、伝統的に特別な関心をもってきたことが指摘される。

第一次世界大戦後のイギリス政治外交に関する先行研究は非常に豊富だが、賠償を中心とする経済・金融問題に焦点を当てたものが多く、西欧安全保障政策を分析したものは意外に少ない。さらに、戦後構想、講和会議、ロカルノ条約といった個別テーマを扱った詳細な研究はあるものの、第一次世界大戦後の西欧に関する安全保障交渉全体をまとめた形で扱う研究は一層限られている。また、近年のヴェルサイユ条約に対する修正主義的研究の成果は、イギリス外交史研究においては依然として十分には反映されていないのが実情である。本論文は、このような研究上の空白を意識しつつ、第一次世界大戦後半からロカルノ条約調印に至るまでのイギリスの西欧安全保障政策を、一次史料をはじめとする多様な資料を活用して叙述し、分析している。

本論文が主として依拠している史料は、イギリスの外務省文書および内閣文書である。その他、この時期に政策決定で重要な役割を担った政治家や外交官の個人文書も広く

渉猟し、活用されている。また、フランスやアメリカの未公開文書や、さらにはイギリス、フランス、アメリカ、ベルギー、ドイツの政府公刊史料集も用いられている。

第1章「イギリス政府の西欧に関する戦後構想、一九一六―一九一八年」は、第一次世界大戦中にイギリス政府内で検討された戦後秩序構想を扱っている。一九一六年にイギリス外務省で作成された覚書などにおいて、ヨーロッパの国境線を「民族原則 (principle of nationality)」に基づいて再編成すること、そしてイギリス、フランス、ベルギーが恒久的同盟を締結すること、さらには国際紛争を平和的に解決するための国際連盟を設立することなどが構想されていたことが明らかにされる。戦後構想に関する閣僚レベルでの検討は、ロイド・ジョージ内閣期に組織され、カナダなど帝国自治領の指導者が参加する帝国戦時内閣において、一九一七年以降に進められた。帝国戦時内閣は、出席者の関心を反映し、敵国領の処理問題などを中心に検討を進めたが、ヨーロッパの戦後秩序にまでは踏み込まなかった。一方で、国際連盟を創設する方針は内閣に承認され、イギリス政府は一九一八年に国際連盟の規約草案を作成するなど、具体的検討が進められた。

この章ではつづいて、戦争目的をめぐる連合国間の交渉

について検討されている。フランスやベルギー政府は、ドイツの再度の侵略を防ぐための「保障」が必要だとイギリス政府に訴えかけた。イギリス政府は「保障」の必要性は否定しなかったものの、フランスやベルギーの求めたライン川の方向への領土拡張案には難色を示した。連合国は、戦争目的をめぐる対立が戦時同盟の分解に繋がることを懸念し、協議を先送りした。結果として大戦中に連合国が合意できたのは、被害の回復、民族自決、国際連盟の創設といった基本的原則にとどまり、戦後秩序に関する具体的検討は講和会議に持ち越された。

第2章「パリ講和会議における西欧安全保障問題とイギリス、一九一九年」は、第一次世界大戦後のパリ講和会議において、西欧の戦後秩序形成をめぐる起草過程と連合国間の交渉を扱っている。具体的には、国際連盟、ラインラント、英仏・米仏保障条約、ベルギーに関するイギリスの政策に焦点があてられている。講和会議においてロイド・ジョージ首相率いるイギリス代表団は、アメリカ側と協力しつつ、国際連盟規約を起草した。連盟規約はイギリス政府内で準備された構想を色濃く反映し、国際紛争を平和的に解決する制度を打ち立てた一方で、制裁の行使が加盟国の裁量に任されるなど、制度を効果的に実施する強制力を

欠く枠組みとなった。イギリス政府はまた、ドイツに厳しい軍備制限を課す条項の作成にも強く関与していた。ロイド・ジョージ首相を含むイギリス代表団の多数派は、国際連盟と軍縮によって、西欧の安全保障が十分に確保できると考えていたのである。

一方でフランスおよびベルギーは、国際連盟やドイツの軍備制限のみによって十分な安全を得られるとは認識せず、国境線の大幅な変更を試みた。フランスは、ライン川を防衛線に設定し、同地に連合国が恒久的に軍を配備するとともに、ラインラントをドイツから分離独立させる構想を説いた。ロイド・ジョージ首相らは、占領費用の負担があること、民族自決原則と矛盾すること、さらにはフランスの拡張主義への警戒感から、この構想に強く反対した。ロイド・ジョージ首相は、ウイルソン大統領を説得し、フランスのラインラント構想の代案として、ドイツを仮想敵とする事実上の同盟条約ともいうべき英仏・米仏保障条約を提案した。この提案を受けて、ラインラントの占領期間は一五年間に短縮され、同地はドイツの主権下に留められることとなった。

またベルギー政府も、安全保障や経済的理由から、自国領土の拡張を求めた。講和会議におけるベルギーの主たる

狙いは、ベルギーの領土的現状と永世中立を規定した一八三九年のロンドン条約を改正することであった。ベルギーは、中立から脱却するだけでなく、オランダとドイツからの領土獲得も求めた。イギリス代表団は、ベルギーの中立解消とドイツからの領土獲得は承認したもの、大戦において中立を維持したオランダの領土的現状を変更することに難色を示した。また、フランスへの対応とは対照的に、ベルギーを保護対象とする安全保障条約は提案しなかった。結果としてパリ講和会議は、一八三九年のロンドン条約を無効とすることには同意しながらも、それを代替する安全保障枠組みを形成することはできなかった。

本論文は、ヴェルサイユ条約には賠償関連条項やドイツ系住民の他国編入などをはじめ欠陥があった一方で、評価すべき側面もあったと論じる。評価すべき点として、ドイツに課された軍縮義務、ラインラントの非武装化、英仏・米仏保障条約、国際連盟規約が挙げられている。こうした安全保障メカニズムが維持・発展できていれば、再度の大戦勃発は防ぐチャンスがあったかもしれないと本論文は論じる。また、賠償や少数民族の問題などについても国際連盟の仲裁プロセスを通じて平和的に解決する道筋が用意されていたと論じた上で、戦間期国際秩序の問題点はヴェル

サイユ条約そのものにあったというよりは、同条約が築いた安全保障枠組みを適切なたちで維持、発展させることに失敗したことであったと論ずる。

第3章「イギリスの対フランス、ベルギー保障の再検討、一九一九―一九二〇年」は、ヴェルサイユ条約の調印直後から、一九二〇年にかけての西欧安全保障交渉を分析している。まず第1節で、イギリス政府の財政緊縮政策の結果、陸軍軍備に及ぼした影響が論じられる。そのうえで、米上院がヴェルサイユ条約および米仏保障条約の批准しなかったことに対するイギリス政府の反応に焦点が当てられる。アメリカが両条約を批准しなかったことを受けて、イギリス政府は英仏保障条約で約束したフランスの安全保障への関与のありようを再検討することとなる。イギリス政府は、財政的制約がある中で、アメリカの関与なくして単独で西欧の安全を担保することを躊躇するのであった。

第2節と第3節は、ベルギーの安全保障をめぐるイギリスの政策を扱う。ヴェルサイユ条約の調印後、ベルギーとオランダ、およびパリ講和会議の五大国（英仏米伊日）代表は、一八三九年のロンドン条約の修正交渉を開始した。しかし、ベルギーとオランダの利益が対立し、交渉は難航した。交渉を妥結する手立てとして、英仏の外交官が主導

して、国際連盟が安全保障を担保できるまでの間、英仏がベルギーを防衛するという内容の暫定合意が提案された。フランス政府と、カーズン英外相やバリ駐在の英外交官がこの案を後押しした一方で、ロイド・ジョージ首相をはじめとする閣内の多数派は、ヨーロッパ大陸への過大なコミットメントを懸念してこの案に反対した。その結果一八三九年のロンドン条約の修正交渉は決裂するに至った。

その後ベルギーはフランスに接近し、両国間で軍事協定の調印に向けた交渉が開始される。仏白両政府はイギリスの参加を要請した。ウィルソン陸軍参謀総長やオースティン・チェンバレン蔵相は参加に前向きな姿勢を示した。その一方で、ロイド・ジョージやバルフォア首相をはじめとする他の有力閣僚は、「ドイツはもはや脅威ではない」「協議は時期尚早」との観点から軍事協定への参加に反対した。その結果イギリスの参加しないまま、仏白軍事協定は一九二〇年九月に調印された。

第4章「イギリス外交と英仏・英白同盟交渉の挫折、一九二一—一九二三年」は、一九二二年以降に交渉された英仏・英白同盟構想を検討する。一九二二年に入り、エア・クロウ外務事務次官をはじめとするイギリス外務省の幹部は、英仏関係の悪化を憂慮し、ヨーロッパのみならず世界

の安定のためにフランスに歩み寄る必要性を訴えた。閣内でも、チェンバレン蔵相とチャーチル植民地相がこの動きを支持した。そして、イギリス帝国自治領の代表が集った一九二一年夏のイギリス帝国会議で、英仏同盟案が議題に上った。帝国会議では、スマッツ南ア首相が同盟案に強く反対したが、オーストラリアとニュージーランドの代表は同盟案に好意的な見解を表明した。だが閣内の主流派は慎重であった。ロイド・ジョージとカーズンは、フランスの姿勢が友好的になるまで、同盟条約を締結する必要はないという立場をとったのである。

事態が動いたのは、一九二一年一二月にフランスのブリアン首相が正式に同盟を提案したことがきっかけであった。その内容は、一九一九年の英仏保障条約に類する英仏二国間の同盟と、同時期にワシントン会議で合意された英仏米日四か国条約を範とする、ドイツを含む緩やかな多国間協商という二種類の協定を結ぶというものであった。ブリアンは、英仏の緊密な連帯を核に、ヨーロッパ全体を安定化させる構想を説いたのであった。ロイド・ジョージは、ブリアンの構想に一定の共感を示したため、この構想が一九二二年一月のカンヌ会議の議題に上ることとなった。

カンヌ会議では、ロイド・ジョージの腹案であったヨー

ロツバ経済復興に向けた計画が議論されるとともに、その前提となるヨーロッパの安全保障環境の改善に向けた議論も行われた。英仏は、同盟案を議論し、同盟条約草案を交換した。ベルギーも同様の保障を求め、英仏間でも草案が交換された。しかし、英仏同盟調印に際してイギリスが課した諸条件が仏世論の反発を招き、ブリアン内閣が倒れた。ブリアンの後を継いだポアンカレ首相は対独強硬派として知られ、対独宥和を説くロイド・ジョージとの関係は難しいものになった。ハーディング駐仏イギリス大使ら英仏同盟反対派も、急いで同盟を調印する必要はないと勧告し、その結果、英仏・英白同盟交渉は頓挫することとなった。

一九二三年一月にフランスとベルギーは、ドイツの賠償不履行を理由としてルール工業地帯を軍事占領した。イギリスは占領に参加せず、仏白の行動をめぐる英世論は二分された。総じて左派を中心とする多数派が仏白のルール占領を非難し、右派の一部が仏白の行動を支持した。ポナー・ロウ保守党政権は、ドイツと仏白との間の係争から距離を置き、静観する姿勢を示した。

ルール危機の間、西欧の安全保障交渉は停滞したが、水面下で検討は続けられた。イギリス外務省では、フランスの対独政策をより柔軟な方向に転換させるためには、フラ

ンスの安全保障上の不安を取り除く必要があり、そのためには英仏同盟を結ぶ必要があるとする意見が説かれた。またドイツ政府は、賠償問題の解決策の一環として、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどによる不可侵条約を提案した。一九二四年に入り、英米の主導によりドイツ賠償問題が解決に向けて動き出すと、安全保障問題に関する交渉を前進させる気運が生じることとなった。

第5章「イギリス外交とロカルノ条約の形成、一九二四—一九二五年」は、ロカルノ条約の形成に際してイギリス政府の果たした役割とその意図を検討する。

一九二四年一月に発足した第一次マクドナルド労働党政権は、英仏同盟案に反対し、国際連盟を中心に据えた安全保障政策を推進した。マクドナルド首相は、フランス左派連合政権のエリオ首相と、チェコスロバキアのベネシユ外相と協同し、国際連盟の集団安全保障機能の強化を図る「ジュネーヴ議定書」を起草して、同議定書は連盟総会で採択された。一方でエリオ政権は、国際連盟の強化のみでは満足せず、英仏間の安全保障協定とドイツを含む相互不可侵協定の必要性を訴えた。またイギリス政府内では、軍部を中心に、国際連盟に基づく安全保障措置は、保護の対象が地域的に限定されず、世界大にまで広がりがねないた

め、イギリスが「無制限のコミットメント」を負うことになる、とする反対論が説かれた。イギリス陸軍は、コミットメントの対象をイギリスに近接する西欧地域に限定するべきだと説き、その観点から英仏白三国による軍事同盟を推進するべきだと提言した。

一九二四年一月に成立した第二次ポールドウィン保守党政権は、「親仏派」のオースティン・チェンバレンを外相に据え、フランスに歩み寄る姿勢を示した。ポールドウィン内閣の陣容は、ランカスター公領相のセシル子爵を除き、連盟懷疑派が主流であった。そして、軍部が強く反対していたこともあり、「ジュネーヴ議定書」を批准しない方針を採るとともに、フランスの懸念に対応するために、チェンバレンは、一九二二年以来停滞していた英仏・英白同盟締結に向けた交渉を再開した。

その頃ドイツでは、ダバノン駐独イギリス大使がドイツを除外する安全保障合意の締結を危惧し、独自の安全保障提案を行うようにドイツ政府に助言していた。これを受けてシュトレゼマン独外相は、独仏英伊などライン川周辺国による不可侵協定、非武装地帯を含むラインラントの領土的現状を保障する協定、国際紛争の仲裁による解決に関する協定の三要素からなる安全保障提案を行った。この提

案は、フランスに一方的に接近することを良しとしなかったチャーチルやセシルといったポールドウィン内閣の主要閣僚の支持を得た。そして一九二五年三月に英内閣は、「ジュネーヴ議定書」と英仏白三国同盟案の両案を拒絶し、ドイツ提案に基づく西欧相互保障協定を模索する方針を決定した。

一九二五年春以降、英仏政府は西欧相互保障協定の草案の作成作業を協同して進めた。議論の基礎となる草案は、イギリス外務省のハースト法律顧問がドイツ提案に基づいて作成した。その際にイギリス外務省は、協定に基づく軍事援助は、あくまでも連盟理事会の判断を仰いで行われることにこだわった。これは、イギリスが実際に武力を行使しなければならぬ可能性を限定し、軍事同盟に懐疑的で国際連盟に好意的な国内世論に配慮した判断であった。しかし、英草案を手交されたフランスとベルギー政府は、この点に強い不満を持った。そして、一九二五年七月下旬にロンドンで行われた英仏法律顧問協議において、連盟が協定に関与するという原則は残しつつ、領土侵略とラインラント非武装規定に対する「明確な違反」が起こった場合には、軍事的支援が自動的に発動するという内容の妥協案が見出された。「明白な違反」とは何かを判断するのは保障

供与国の政府とされたため、これによってイギリスは軍事支援の発動に関する裁量を実質的に維持することができた。九月初頭にドイツの法律顧問も協議に参加し、協定草案の大枠が完成した。

一九二五年一〇月、スイスの保養地ロカルノで会議が開催され、ロカルノ条約が合意された。同条約は、同年一二月にロンドンで正式調印された。本論文は、ロカルノ条約により、第一次世界大戦の終結以来フランスとベルギーが主張してきた「安全保障の不足」という問題に一定の解決がもたらされたと評価する。これにより、英仏独関係は目立って改善し、一九二〇年代末まで続く協調関係の礎が築かれた。そして、イギリス政府の観点から見れば、保障の対象は西欧諸国に限定され、また保障の発動に際しても「明白な違反」という条件の挿入により、自国の自由裁量を相当程度維持することに成功した。すなわちイギリスは、ヨーロッパの政治的環境の改善という大きな成果を、最小限のコミットメントによって達成したと評価される。その一方でロカルノ条約は、イギリスの軍事的支援の発動要件に曖昧さが残され、また条約がドイツにも平等な保障を供与したことから、連合国が講和条約の履行を強制することが困難となった結果、対独安全保障という観点から見れば、

ヴェルサイユ条約の枠組みから後退したというデメリットも指摘される。その背景には、大国の平等性を尊重し、戦勝国のみブロックを作ることに反対したイギリスの政策の影響があったと結論づけられる。

終章においては、一九一六年から一九二五年に至るイギリスの西欧安全保障政策の展開が整理され、本論文の結論が提示される。この時期のイギリス外交は、一方で国際連盟に対して高い期待をもちつつも、連盟に一定以上の権限を信託することへの抵抗も強く、制裁の行使に際してはイギリス政府の自由裁量を確保することも強く意識された。他方でイギリス政府内には、フランスやベルギーと同盟を締結するべきだという意見も提起されたが、そうした声は常に少数派にとどまり、ドイツの国際社会の平等な一員としての早期復帰を求める意見が、パリ講和会議の頃からすでに有力となっていた。そして第一次世界大戦後のイギリスの西欧安全保障政策は、仏独のどちらか一方に肩入れするのではなく、公正な「仲裁者」として振る舞うというのが、その基本的性格であった。ロカルノ条約は、このようなイギリス外交の特徴が具現化したものであった。「仲裁者」を自認するイギリスの外交姿勢は、ヨーロッパの国際関係が相対的に安定していた一九二〇年代後半には機能し

えたが、一九三〇年代のように対立が深刻化した状況には対応できない性質のものであったと示唆し、本論文は閉じられる。

三 論文の評価

第一次世界大戦の勃発とヴェルサイユ体制の形成・展開そして崩壊の過程への知的関心は、ヨーロッパで国際政治学が独立した学問分野として成立する契機となった研究テーマであり、すでに膨大な量の研究が欧米の研究者によって蓄積されている。本論文は、豊富なすぐれた先行研究を乗り越えようと、あえて正面から果敢に挑んだものがある。しかしいうまでもなく、この論文の価値は、そういった知的な果敢さのみにあるわけではない。

本論文の学問的貢献として第一に指摘したいのは、この時期の西欧安全保障問題を論じる上で、第一次世界大戦から戦後にかけての時期を連続的に論じることによって、従来にはない新しい視点で、優れた分析を提供したことがある。すなわち、イギリスの大陸関与に焦点を当てて、戦時中の構想段階から戦後の交渉段階までを一貫して分析することで、第一次世界大戦後の西欧安全保障体制がどのように確立されたのかを、鮮明に描き出すことに成功してい

る。これまでヴェルサイユ体制の安定化を論じる際には、賠償問題および戦債処理問題に一応の解決を与えた、一九二四年のドーズ・プランに焦点を当てるか、他方でドイツの西部国境線確定問題に一応の区切りをつけた、ロカルノ条約の締結過程に絞って分析されることが多く、西欧安全保障問題全体を、戦時中から戦後まで通時的かつ体系的に取り扱った本格的な研究は、意外にも少ない。大久保君の研究は、第一次世界大戦中から一九二〇年代前半の時期までのイギリスの「大陸関与」を、一貫した姿勢で詳細に検討したものであり、従来の研究にはなかった重要な視座から、綿密な分析を行ったものと評価できる。

それに加えて、豊富な史料に支えられ、卓越した実証性を誇っていることが、本論文の価値を高めている。本論文は、第一次世界大戦中からロカルノ条約が締結されるまでの時期の西欧安全保障をめぐるイギリスの「大陸関与」の過程を、先行研究と一次史料を幅広く活用し、詳細に描くことに成功している。大久保君が本論文で利用している資料は、イギリスの未公開政府史料に加えて、米仏両国の未公開政府史料、さらには政策決定に関与した当事者の個人文書、そして西欧安全保障に強い影響を及ぼしたイギリス、フランス、アメリカ、ベルギー、ドイツの政府刊行史料な

どが含まれている。これらを縦横に駆使しながら、政策担当者の認識を再構成し、イギリス政府の選択の背後にあった多様な議論を整理して、政策決定と外交交渉の過程を描写する大久保君の記述は、説得力に富む見事なものと言える。その結果、イギリス政府内で多様な構想や提案が浮上し、それらが調整され、統合され、内閣において閣議決定されることによって、イギリス政府の公式の政策として具体化する過程が、迫力をもって読者に提示されている。

近年は、日本においても一次史料を用いたイギリス外交史研究が数多く発表されているが、本論文はその中でも視野の広さと使用史料の豊富さにおいて、群を抜く高い研究水準を誇っている。第一次世界大戦中から戦後にかけてのイギリス外交史研究として、本論文は現段階での日本の学界における最高到達点といえ、その内容は国際的に見ても高い水準に達している。

第三に指摘したい本論文の学問的貢献は、イギリス政府内で展開していた政策論議の実相を生き活きと描き出し、その戦後秩序構想とその後の交渉の過程を詳しく追跡したことによって、これまで広く受け入れられてきた一般的な理解に再評価を迫っている点である。ヴェルサイユ体制については、それが構築されてからわずか二〇年後に第二次

世界大戦に至ったことから、戦後処理の失敗例としてこれまで広く記憶されてきた。とりわけ、ヴェルサイユ条約においてドイツに課した賠償が過酷で不合理であったとしたケインズや、第一次世界大戦後に設立された国際連盟や、それに投影された著しく理想主義的な平和論を、「ユートピア主義」として厳しく批判したE・H・カーなどによる議論が、多数の国際政治学者や外交史家の間で広く受容された一般的な理解となってきた。

本論文では賠償問題は正面から取り扱われていないものの、安全保障分野で当時のイギリス政府の政策担当者たちの交わした論議が詳細に検討されており、彼らが必ずしも後にカーが「ユートピア主義」と断じたような、非現実的な安全保障構想を、実現しようとしていたわけではないことが明らかにされている。とりわけ第一次世界大戦中にイギリス政府内で論じられた戦後構想をめぐる議論では、国際秩序の安定性に関する本質的な問題が真剣に検討されていた。それを整理・再構成して提示した大久保君の論考は、イギリスの「大陸関与」という特定の歴史的テーマにとどまらず、国際秩序や安全保障体制の安定性といった、現代に通ずる重要な問題を考える上で、価値のある示唆を提供するものである。

本論文によって、パリ講和会議とその後の西欧安全保障に関する一般的な理解が大きく修正されて、より現実的な認識へと改められるとすれば、それは国際政治学に対する巨大な学問的貢献といえる。第一次世界大戦やパリ講和会議、そしてその後のロカルノ条約については、国際政治学者であれば誰もが言及し、誰もがその重要性を認識しながらも、最先端の外交史研究の成果や一次史料に基づいて再検討される機会は、実は限られたものであった。この時代の西欧安全保障体制をより正確に理解することは、そのまま二〇世紀の国際政治を、よりの確に理解することにも繋がるであろう。

しかしながら、この論文にもいくつかの課題が見られ、それらを指摘することで、今後の大久保君の研究の発展に資することを期したい。第一に、本論文の目的の一つに位置づけられている、ヴェルサイユ体制の不安定化の分析についてである。はたして、ヴェルサイユ体制の安定化の時代のみを分析対象とすることで、ヴェルサイユ体制の不安定化について十分に説得力のある主張を行うことは可能なのだろうか。ロカルノ条約へと至る時代を検討することで、イギリスの「大陸関与」が積極性を欠いていたことは指摘できるものの、その一点をもってヴェルサイユ体制全体の

不安定化の原因と結論づけることには無理がある。少なくともその崩壊過程にまで視野に入れて検討しなければ、十分な説得力に欠けると言わざるを得まい。

第二に、この論文はイギリスの政府関係者の構想や行動を、広範な一次史料に基づいて緻密に追跡しているが、豊富な史料の内容をそのまま展開することに紙幅が割かれ過ぎていくらいがあり、それらについて著者自身による意義づけや解釈に関する論述が、やや不十分との印象を与える。確かに、学術研究としての歴史研究においては、史料に基づいて批判可能な仮説を提供しなければならぬ。だが、それが国際政治学の研究成果としてより大きな価値を持つためには、残存史料の偏りや、記述の欠落といった問題を様々な方法で補いつつ、設定した問題に対する結論を著者自らの責任で分析し語ることが求められる。豊富な史料を、より視野の広い問題意識と結び付け、より深い国際政治学的な分析と融合させることによって、いつそうの広がりへと深みをもった研究へと昇華させることを、優れた外交史家である大久保君に期待したい。

以上のようないくつかの課題があるにもかかわらず、この論文がこの分野における日本の従来の研究水準を遙かに上回るものであり、このテーマに関するわれわれの理解を

深めてくれることに疑問の余地はない。本論文は、今後この分野の研究者によって必ず参照される、豊かな内容と刺激的な問題意識を有する研究であると高く評価できる。よって審査員一同は、本論文が博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと判断し、報告するものである。

二〇一七年四月二一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	田所 昌幸
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学名誉教授	田中 俊郎

尹錫貞君学位請求論文審査報告

1. 問題の所在と論点

尹錫貞君による学位請求論文「李承晩政権の対日外交——『日本問題』の視点から」は、李承晩政権期（一九四八～六〇年）の日韓関係を李承晩大統領主導の対日外交を軸として分析したものである。李承晩政権期の日韓関係に關しては、植民地時代のほとんどを海外で過ごし独立運動に従事した李承晩の反日ナショナリズムが生んだ軌轢に着目した既存の研究が豊富にある。そのなかで尹錫貞君の研究は、李承晩政権の対日外交が、日本の拡張主義の復活や共産主義諸国との提携など、戦後日本が外交面において一國主義的な独自路線へ向かう可能性を真剣に懸念するものであったことに着目する。すなわち本論文は、李承晩政権の対日外交を、日本の将来に關する不安に対する外交上の対応という視点から考察するのである。

従来の研究にも、李承晩政権が、とりわけアメリカに對して日本軍国主義の復活や日本と共産陣營の提携可能性を